

# 健康運動指導士、健康運動実践指導者の就業助成事業

## (事業内容)

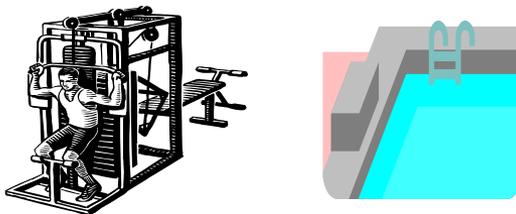
健康増進施設等において、健康運動指導士又は健康運動実践指導者を新たに雇用する際の人件費を助成することにより、フィットネス産業への雇用の創出を図る。

健康運動指導士又は  
健康運動実践指導者



就業

健康増進施設等



健康運動指導士又は健康運動実践指導者  
による質の高い運動指導等の実施

国民の運動習慣の定着  
→国民の健康づくりの推進

助成

※ 6ヶ月以上の継続雇用を条件とする

都道府県、市町村